

# 京丹後市分別収集計画

(第11期分)

京丹後市



## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市の廃棄物処理施設の状況として、最終処分場（4施設）については、埋立残余量が残り僅かとなってきているなか、次の最終処分場が完成するまで期間を有しており、また、クリーンセンターについては、稼働最終年度を見据えた設備機器等の性能維持管理を行っていることから、施設の延命化等に向けた廃棄物の減量等の取組みは重要な課題となっている。加えて廃棄物処理施設の更新等に関する検討を行わなければならない時期に直面している。

このような状況のなか、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を行い、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、焼却量及び最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政の各役割及び具体的な推進方策を明確化するとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を行うことで循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の購入拒否、排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。なお、プラスチック使用製品については、地域の実情等を踏まえ検討を行い、

実施の時期を判断する。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

排出年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,968 t	1,947 t	1,925 t	1,903 t	1,886 t

(内訳)

排出年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器	41 t	41 t	40 t	40 t	40 t
アルミ製容器	45 t	45 t	43 t	43 t	43 t
ガラス製容器	380 t	376 t	373 t	368 t	365 t
飲料用紙製容器	15 t	15 t	15 t	15 t	15 t
段ボール製容器包装	921 t	910 t	901 t	892 t	882 t
その他の紙製容器包装	96 t	95 t	93 t	92 t	91 t
P E T 製容器包装	153 t	152 t	151 t	148 t	147 t
プラスチック製容器包装	317 t	313 t	309 t	305 t	303 t
合計	1,968 t	1,947 t	1,925 t	1,903 t	1,886 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、表1の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

市民等との対話や普及啓発活動を促進することにより、ごみ分別処理に対する分別意識の向上を図りながら、容器包装廃棄物の4Rを推進する。

表1

施策名	具体的内容	公共 関与
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小学校（4年生）で行われる総合学習と併行して、ごみ焼却処理施設等の見学会を行い、ごみの処理や資源リサイクルの実態などについての環境学習を実施する。講義の中では、ごみの適正処理を行う上での「分別の大切さ」についての理解を深めてもらい、家庭におけるごみ減量の取組を促進する。</li> </ul>	○
職員まちづくり 出前講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の学習会等に職員が講師として積極的に出向き、ごみ分別のルール、排出の方法や場所、意義について説明を行い、「分別」の必要性について認識を深めてもらう。あわせて、排出抑制や再生利用の意義についての意識啓発にも取り組む。</li> </ul>	○
可燃・不燃ごみ袋 の有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別や排出ルールの徹底及びごみ処理に関する受益者（排出者）の公平負担のため、市指定ごみ袋（可燃ごみ・不燃ごみ）での排出を徹底する。</li> <li>市指定ごみ袋の有料化により、容器包装のリサイクル推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>【可燃ごみ】</li> <li>大（45ℓ）→45円/枚（1袋10枚入り・450円）</li> <li>小（30ℓ）→30円/枚（1袋10枚入り・300円）</li> <li>ミ（20ℓ）→20円/枚（1袋10枚入り・200円）</li> <li>【不燃ごみ】</li> <li>大（45ℓ）→45円/枚（1袋10枚入り・450円）</li> <li>小（30ℓ）→30円/枚（1袋10枚入り・300円）</li> </ul> </li> </ul>	○
廃棄物減量等推進 審議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、各種団体、事業者等で構成し、ごみの排出抑制と減量化、再生利用の推進に係る各種施策など市の諮問事項について、審議する。（委員数30名以内、任期2年）</li> </ul>	○
古紙回収団体 補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙回収団体（自治会・婦人会・PTA等）が集団回収した古紙類に対して補助金を交付し、リサイクル意識の向上に努める 古紙回収団体補助金 ⇒ 雑がみ6円/kg、雑がみ以外4円/kg</li> </ul>	○
リサイクル協力店 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各販売店等が主体となって、食品トレー、牛乳パック等の店頭回収することを推進する。</li> </ul>	
リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>詰め替え商品の利用促進、また、ビール、酒、醤油、牛乳等の空きビン（リターナブルビン）を販売店へ返却することを推進する。</li> </ul>	

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る  
分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

表2

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	空きビン（無色・透明）
	茶色のガラス製容器	空きビン（茶色）
	その他のガラス製容器	空きビン（黒・その他）
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック（集団回収による）
主として段ボール製の容器		段ボール（集団回収による）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装（集団回収による）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	33 t		33 t		32 t		32 t		32 t	
主としてアルミ製の容器	36 t		36 t		35 t		35 t		35 t	
無色のガラス製容器	(合計) 127 t		(合計) 126 t		(合計) 125 t		(合計) 123 t		(合計) 122 t	
	(引渡) 127 t	(独自) 0 t	(引渡) 126 t	(独自) 0 t	(引渡) 125 t	(独自) 0 t	(引渡) 123 t	(独自) 0 t	(引渡) 122 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 112 t		(合計) 111 t		(合計) 110 t	
	(引渡) 114 t	(独自) 0 t	(引渡) 113 t	(独自) 0 t	(引渡) 112 t	(独自) 0 t	(引渡) 111 t	(独自) 0 t	(引渡) 110 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 64 t		(合計) 63 t		(合計) 62 t		(合計) 62 t		(合計) 61 t	
	(引渡) 64 t	(独自) 0 t	(引渡) 63 t	(独自) 0 t	(引渡) 62 t	(独自) 0 t	(引渡) 62 t	(独自) 0 t	(引渡) 61 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	12 t		12 t		12 t		12 t		12 t	
主として段ボール製の容器	801 t		792 t		784 t		776 t		767 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 77 t		(合計) 76 t		(合計) 75 t		(合計) 74 t		(合計) 73 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 77 t	(引渡) 0 t	(独自) 76 t	(引渡) 0 t	(独自) 75 t	(引渡) 0 t	(独自) 74 t	(引渡) 0 t	(独自) 73 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 123 t		(合計) 122 t		(合計) 121 t		(合計) 119 t		(合計) 118 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 123 t	(引渡) 0 t	(独自) 122 t	(引渡) 0 t	(独自) 121 t	(引渡) 0 t	(独自) 119 t	(引渡) 0 t	(独自) 118 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 254 t		(合計) 251 t		(合計) 248 t		(合計) 245 t		(合計) 243 t	
	(引渡) 242 t	(独自) 12 t	(引渡) 239 t	(独自) 12 t	(引渡) 237 t	(独自) 11 t	(引渡) 234 t	(独自) 11 t	(引渡) 232 t	(独自) 11 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、京丹後市一般廃棄物処理基本計画における人口推計により次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
47,019人 (対前年度比)	46,529人 (対前年度比)	46,039人 (対前年度比)	45,549人 (対前年度比)	45,058人 (対前年度比)
Δ1.03%	Δ1.04%	Δ1.05%	Δ1.06%	Δ1.08%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制（表3）を活用して行う。

現行の収集体制では、一般家庭から排出される、空きカン・空きビン・ペットボトル・容器包装プラスチック類は、排出者が収集に係る分別の区分のとおり分別を行い、指定されたステーションへ排出するものとし、これらの収集・運搬は、市が行うものとする。

表3

収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段階
空きカン	市による定期収集	市（選別→圧縮→保管）
空きビン（無色・透明）	〃	市（保管）
空きビン（茶色）		
空きビン（黒・その他）		
ペットボトル	〃	市（選別→圧縮梱包→保管）
容器包装プラスチック類	〃	市（選別→圧縮梱包→保管）
古紙類（紙パック）	古紙回収登録団体	古紙回収登録団体 (保管→引取業者に引渡し)
古紙類（段ボール及びその他紙含む）	〃	〃

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成12・13年度の2ヵ年事業において、京丹後市峰山クリーンセンター（リサイクルプラザ）を整備したが、当該施設は周辺住民との協議により稼働期限を「令和14年3月まで」と定めている。そのため、稼働期限以降を見据えて、新しい廃棄物処理施設の整備のほか、既存施設の継続使用も含めた検討を行っている。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

京丹後市一般廃棄物処理基本計画（令和6年度策定）

令和7年度～令和24年度「18年間」

- 第1章 基本的事項
- 第2章 ごみ処理基本計画
- 第3章 ごみ処理の現状
- 第4章 生活排水処理基本計画
- 第5章 地域の概況

- ◇ 市民や事業者の意見等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、市分別収集計画を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員、容器包装廃棄物排出抑制推進員等の制度を活用して、分別収集計画の具体策に関する意見等を求めることも検討していく。
- ◇ 分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図ることとする。